

令和３年 第２回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第４７号

令和３年第２回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和３年４月１５日

まんのう町長 栗田 隆義

１．招集日 令和３年４月２０日

２．場 所 まんのう町役場議場

令和３年第２回まんのう町議会臨時会会議録（第１号）

令和３年４月２０日（火曜日）午前 ９時３０分 開会

出席議員 １６名

１番 鈴木 崇 容	２番 常 包 恵
３番 小山 直 樹	４番 京 兼 愛 子
５番 竹林 昌 秀	６番 川 西 米希子
７番 田 岡 秀 俊	８番 合 田 正 夫
９番 三 好 郁 雄	１０番 白 川 正 樹
１１番 白 川 皆 男	１２番 松 下 一 美
１３番 三 好 勝 利	１４番 大 西 豊
１５番 川 原 茂 行	１６番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

１０番 白 川 正 樹 １１番 白 川 皆 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松 浦 正 吾	地域振興課長	松 下 信 重
税 務 課 長	小 縣 茂	住民生活課長	山 本 貴 文
福祉保険課長	池 下 尚 治	健康増進課長	國 廣 美 紀
農 林 課 長	鈴 木 正 俊	建設土地改良課長	河 田 勝 美
地籍調査課長	宮 崎 雅 則	会 計 管 理 者	黒 木 正 人
琴南支所長	河 野 正 法	仲南支所長	多 田 浩 章
教育次長兼学校教育課長	香 川 雅 孝	生涯学習課長	細 原 敬 弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 「あらたふと 青葉若葉の 日の光」1年で一番いい気候になりましたが、本日、令和3年度第2回まんのう町議会臨時会に御参集をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルスにつきまして、65歳以上の方を対象に接種券などを郵送し、先般4月5日に第1回目として約430人分の予約を開始したところ、一斉に電話予約が殺到し、電話がつながりにくい状況で多くの方々に御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。予約体制としてはコールセンターに4回線を設定し、オペレーター4名と職員数名で対応しておりましたが、今回の状況を受けて回線を増やすなど、対策を講じてまいります。また、報道でもありますとおり、県内でも予約の申込みが殺到しており、全国的に多くの自治体で対応に苦慮している状況でございます。

政府は6月末までに高齢者向け優先接種に必要な量のワクチンを確保し、全国市区町村に配布する方針を表明しており、今後は接種は随時可能になりますので、冷静な対応をお願いいたします。

なお、集団接種の予約が取れた方は、接種日時をお確かめいただくため、順次はがきを発送しておりますので、体調を整えて、予約時間に接種を受けてください。

あわせて、まんのう町におけるワクチン接種につきましては、5月6日に前回の約半分となる240人分の予約を受け付け、集団接種と高齢者施設での接種を行い、町内医療機関での接種は5月24日より予約を受け付け、6月8日から接種開始を予定いたしております。ワクチン分配量と時期につきましては不確定であり、急な変更も予想されますが、告知放送・ホームページなどで周知させていただきますので御理解、御協力をお願いいたします。

本日上程いたしておりますのは、報告1件、議案2件でございます。よろしく御審議の

上、御議決賜りますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づく予算に関する議案1件、同法第180条の規定に基づく専決処分報告1件、地方税法第423条第3項の規定に基づく同意議案1件の提出があり、受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

4月16日、全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下に、議会運営委員会の委員全員が出席しまして、第2回まんのう町議会臨時会の運営につきまして慎重に審議をいたしましたのでその結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について、御説明を申し上げます。

日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定 本日1日間とします。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（まんのう町税条例等の一部改正について）

日程第5 議案第1号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号 即決をお願いします。

日程第6 議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について 即決をお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、委員会を閉会しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了します。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１０番、白川正樹君、１１番、白川皆男君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○大西樹議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は１日間と決定いたしました。

日程第４ 報告第１号 専決処分の報告について（まんのう町税条例等の一部改正について）

○大西樹議長 日程第４、報告第１号 専決処分の報告について（まんのう町税条例等の一部改正について）の件を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、報告第１号 専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和３年３月３１日に公布され、４月１日より施行されたことに伴い、町税条例等の一部改正を行ったもので、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告するものでございます。

改正内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 報告第１号、まんのう町税条例等の一部改正の専決処分について説明させていただきます。

令和３年度の税制改正において上位法である地方税法の一部が改正されました。これに伴い上位法との整合を図るため町の税条例等の一部を改正するものです。

今回は税制改正の中で、施行日が令和３年４月１日付のものだけを抜粋し専決処分を行ったものです。

それでは１ページ、改正前・改正後、新旧対照表を御覧ください。

まず第３６条３の２は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。

次に、２ページの第３６条の３の３は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。

次に、第５３条の８は特別徴収税額について、退職所得申告書の定義に係る規定の整備を行ったものです。

第５３条の９は、退職所得申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止するものです。

次に３ページの第８１条の４は、環境性能割の税率について読替規定を対象に追加したものです。

次の第１０条の２は、法附則第１５条第２項第１号の条例で定める割合を法律改正に合わせて改正するもので、地域決定型地方税制特例措置の割合を定める規定（通称：わがまち特例）の割合を決める規定について、削除による項ずれを修正するものです。わがまち特例につきましては一覧表をタブレットの臨時議会の税務課フォルダに載せていますので御参照ください。

次に５ページの第１１条は、土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度の固定資産税の特例について、次の第１１条の２は令和４年度または令和５年度における土地の価格の特例について、次の第１２条は宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度の固定資産税の特例について、７ページの第１３条は農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度の固定資産税の特例について、それぞれ法律改正に合わせて改正するものです。

１１条から１３条までの内容については、宅地等及び農地の負担調整措置について、令和３年度から令和５年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、令和３年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地については前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずるものです。

次に８ページの第１５条は特別土地保有税の課税の特例について、法律改正に合わせて改正するものです。内容については、住宅及び土地に係る税率の特例措置（４％から３％）を３年延長、宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（２分の１）を３年延長するものです。

次に９ページ、第１５条の２は軽自動車税の環境性能割の非課税について臨時的軽減期限を９か月延長するものです。

第１５条の２の２は軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例について、読替規定を

対象に追加したものです。

次の第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例について、軽自動車税の種別割のグリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業乗用車に限定した上で、特例の期限を2年間延長するものです。

次に12ページの第16条の2は軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について上位法の改正に合わせた項ずれの修正です。軽自動車税に関しては資料を臨時議会の税務課フォルダの別紙参考資料の3ページに載せていますので御参照ください。

次の第24条は新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等について、準用部分の適用についての訂正です。

次の第26条は新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について住宅借入金等特別税額控除の拡充・延長をするものです。

続きまして、13ページからの第2条「まんのう町税条例の一部を改正する条例の一部改正」については、上位法である地方税法の一部が改正され、これに伴い改正するもので、上位法の改正に合わせた項ずれの修正です。内容については令和2年6月議会で御承認いただきました内容から変わってはおりません。

以上、報告第1号 まんのう町税条例等の一部改正につきまして御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 本件は、議会の委任による専決処分事案のため、説明をもって報告を終わります。

○竹林昌秀議員 議長、質問は。

○大西樹議長 報告いう……。

○竹林昌秀議員 報告があれば質問すべきと思いますが。報告受け我々が理解したか理解できたりできなかったり……。

○大西樹議長 いろいろ資料もタブレットの中入ってますんで、御参照いただきたいと思います。

○竹林昌秀議員 議長、税制改正で、税収がいくら上がるのか上がらないのか、これを聞いておかないことには税制改正の説明にならない。上位法の改正と整合性、それは分かるんですが直接変わりよんかどうか、それを承っておきたい。

○大西樹議長 ここで議事整理のため……。

○竹林昌秀議員 試算値を……。

○大西樹議長 竹林議員に申し上げます。

ここで議事整理のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前9時45分

再開 午前9時52分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開します。

日程第5 議案第1号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号

○大西樹議長 日程第5、議案第1号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を、議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号の令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号について、その提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。

第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,526万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ122億3,826万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、5ページの第2表を御覧ください。これは、起債の目的にある事業について、変更分を記載いたしております。

それでは、補正予算事項別明細書により歳入の補正に関する主なものを御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

第14款、第2項、第1目総務費国庫支出金1億8,197万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、追加計上しております。

12ページをお開きください。

第16款財産収入1億6,000万円の増額は、第2目物品売払収入として、コロナ関連の40%プレミアム商品券発行事業に係る増額補正でございます。

13ページを御覧ください。

第18款繰入金7,029万円の増額は、第1目財政調整基金繰入金として、今回の4月補正予算における国庫補助金、起債充当で不足する歳出予算に対しての充当金として、増額補正いたしております。

14ページをお開きください。

第21款、町債1,300万円の増額は、第5目商工債において、商品券発行事業債であり、コロナ関連の40%プレミアム商品券発行事業に係る増額補正でございます。

続きまして、歳出に関する主なものを御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

第3款民生費は1億1,920万円の増額です。まず、第1項社会福祉費第3目障害者福祉費において、扶助費など、合わせて2,550万円を計上いたしております。これは心身障害者福祉年金特別給付金として、障害者手帳等をお持ちの方、一人当たり2万円を支給する事業でございます。

次に、第2項児童福祉費第1目児童福祉総務費において、出産祝臨時給付金費として、需用費、役務費、扶助費など、合わせて1,110万円を計上いたしております。これは

令和３年４月２日から令和４年３月３１日に生まれた子供に、一人当たり１０万円を支給する事業であります。第３目児童措置費においては、子育て保護者応援給付金事業として、報酬から扶助費まで合わせて、８，２６０万円を計上いたしております。これは１８歳までの子供一人当たり３万円を支給し、コロナ渦で子育てをしている保護者を応援する事業であります。

１６ページをお開きください。

第４款衛生費は、５６０万円の増額です。これは、第１項保健衛生費第２目予防費、新型コロナウイルス感染予防対策事業費において、消耗品費を２００万円計上しております。これは主に、小中学校の女子児童・生徒に対して生理用品を無料配布する事業であります。また、負担金、補助及び交付金において３６０万円を計上しております。これは新型コロナウイルスワクチン接種に協力いただける町内医療機関に対して、１施設３０万円の協力金を支給する事業であります。

１７ページを御覧ください。

第７款商工費は、２億９，４４６万円増額しております。これは、コロナ関連の４０％プレミアム商品券発行事業及び町単独の飲食店、喫茶店などの営業継続応援事業に係る増額補正であります。まず、当初予算で１０％のプレミアム商品券発行事業費を全体で、１億３，２００万円減額し、コロナ関連の４０％プレミアム商品券発行事業費を４億６４１万円増額補正しております。また、町単独営業継続応援事業として、２，００５万円計上しておりますが、これは香川県が実施する飲食店、喫茶店などの営業継続応援事業の半額を補助するものでございます。

１８ページをお開きください。

第１０款教育費は６００万円の増額です。第２目事務局費において、奨学生生活援助金として２００万円を計上しております。これは令和２年度に、この生活援助金を受給していない、奨学金を受けている大学生などに一人につき５万円を支給する事業であります。

また、新型コロナウイルス関連学校行事追加費用等補助金として、４００万円を計上しております。これは３密にならないよう、小中学校の修学旅行や遠足など校外活動におけるバス代の追加費用の補助であります。

なお、１９ページに地方債の現在高等に関する調書を添付しておりますので、お目通しのほどよろしくお願い申し上げます。

以上、議案第１号 令和３年度まんのう町一般会計補正予算（案）第１号につきまして、御説明申し上げます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

５番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 まず第１点、予算書の１５ページ。民生費ですね。障害者手帳の方

に2万円、臨時出産金に10万円、16歳未満の子が3人、3万円ということですが対象の人数、何人に出す予定でこの金額が出たのか。その人数をちょっとお伺いしておきたい。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 竹林議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず心身障害者福祉年金給付金のほうでございますが、こちらのほうは給付対象者が1,250名を予定しております。掛ける2万円ということで2,550万円を予算計上しております。こちらのほうは身体障害者手帳それから精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方を対象にということで、人数のほうを算出しております。

それから出産祝金のほうですが、こちらは前年度が大体110名ぐらいの出生があったということで、大体100名程度から110ということで、予算は掛ける10万円ということで1,110万円のほうを算出させていただいております。

それから子育て保護者応援給付金ということで、こちらの対象は平成15年の4月2日から令和3年4月1日までに出生した者で、この議会の通過後ですね、本日4月20日を基準日に、本町の住民基本台帳に登録されている方を対象に一人頭3万円ということで、町外のほうに家族含めて転出された方は対象にはしてないんですが、大体2,700名じゃないかということで想定しております。それに3万円を掛けまして8,260万円ということで計上させていただいております。以上でございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

小山直樹君。

○小山直樹議員 17ページでございますが、町の営業継続応援金についてですね、県の半額補助ということなんですが、この県の条件というのはどういう条件で出るようになるのでしょうか。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 小山議員の御質問にお答えします。

香川県の営業継続応援金についてでございます。

対象者は香川県内に食品衛生法に基づく営業許可を得て店舗を有し、飲食店または喫茶店の営業を行う法人または個人事業主ということになってございます。

要件は、店舗における令和3年の1月と2月の売上げの合計が、前年度、令和2年の1月と2月の売上げの合計額を比較して30%以上減少していること、というのが条件になってございます。その中でですね、50%以上減少した店舗に対しては上限額が40万円、30%以上50%未満減少した場合は1店舗当たり上限額が20万円というふうになってございます。こちらのほうは各店舗ごとに出るということでございます。以上でございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 商品券の交付予算、非常に結構なことだと思いますが、前回未消化

があってですね、その減額をして、また今回出すということであります。未消化を避けたい。そのために前回の経験を踏まえてどのような対策、消化してもらえそうな手だてを講ずるつもりなのか、この手法について御説明を承っておきたいと思います。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 竹林議員の御質問にお答えします。

前回のプレミアム商品券の発行が44%弱というふうな購入額でございました。今回は、自治会長会とかそういったところがありますので、そういったところに出て、自治会を通して周知をしていただくというふうなことを、今、考えてございます。また、通常どおり広報に掲載、また音声告知等で周知をしていきたいなというふうには思っております。以上でございます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 申込みのはがき送ったりというんではなかなか実績上がりませんよね。本町が住民健診の受診率が高かったりしたのは、健康福祉部長さんがお寄りさんや何かで申込みの説明して配るとか、そういう人を介在すると、たちどころに上がりますよね。それは選挙がそうですね。はがきや文書送ったって、やっぱり人が「行かんかい、これええぞ、せっかく町が用意してくれたんや使おうぜ」というふうな人の話合いが生まれるような手だてを講じていただきたいですね。一発でうまいこといくわけではない。こんな緊急臨時措置はですね、ああでもないこうでもないというやりながら、うまいやり方が3年ぐらいたったら確立するもので、課長や所管職員の苦労は察するに余りあります。

何とぞ、人の組織というのは使えば使うほど大変ですけれども活性化します。その良き例は仲南の自治会長会ですね。全部町が自治会長さんに持ちかけよったら自治会長さんが洗練されて、自治会長のOBが新人の自治会長を補佐しますよね。それを20年、30年続けたら組織が動くということで、そういうふうな運用をお願いしておきたい。

なお、おまけながら、財政当局が基金の年度末見込みを出していただいております。財政所管の努力に心より御礼申し上げます。誠にありがとうございます。以上です。

○大西樹議長 ほかに質疑はございませんか。

15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 非常に担当としても苦慮されておるんだろと思いますが、この商品券、プレミアムで出す場合にですね、本当にコロナで困っておる方を担当としてはどういう把握をされておりますかね。例えばですよ。これ一般にぼんと出したら、本当にあずっておる人が買わないで、コロナに全く影響ない人がぼんと買ってしもたら、そういう例もようけあるんです。こういう場合は。その配慮をどういうお考えをお持ちになっておるのか。本当に困っておる方に買っていただきたいなという気持ちの根拠は何なんですか。ここお聞きしときます。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 川原議員の御質問にお答えします。

昨年度は住民の生活支援と町内事業者の応援ということで、全住民にということで予算計上はいたしました。結果的には44%弱というふうなことでございましたが、今回は町内事業者を支援するというで考えてございます。その中でですね、少ないお金ではないんですが、住民のほうからも買っていて、多くの資金がこの町内の事業者の中で循環すれば、景気の一助になればというふうなことで考えてございますので御理解をよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 15番、川原茂行君。

○川原茂行議員 それは全体のいろんな方に買っていて、これはもう全部使っていただくと。予算全部を使っていただく。けどもその使い方なんですよね。コロナにあんまり関係ない方もおいでと思うし、本当に困っておる方。そこをどういう判断をされておるのかというのをお聞きしたい。これちょっと分からんがと言われたらそれまでやけど、担当では何割ぐらいが本当に、今把握されておる中で、コロナで影響を受けておるなとお考えなのかということをお聞きしよる。どうですか。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 川原議員の御質問にお答えします。

実際にですね、数値的にどの方、またどの業種がコロナの影響を受けているかというところは数値的には私のほうでは把握はできてございません。しかしながら、飲食店等がかなり影響を受けているのかなというふうには思っております。その中で今回商品券ではないんですが、飲食店の営業継続の支援ということで、県が交付する半額を町が上乗せして支援していくというふうなことを考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条の第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 令和3年度まんのう町一般会計補正予算（案）第1号の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

○大西樹議長 日程第6、議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についての件を、議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号のまんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について、その提案理由を申し上げます。

地方税法第423条3項に「固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。」となっております。次の3名を選任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

住所 まんのう町公文319番地3、氏名 森 勝輔、生年月日 昭和19年5月24日（76歳）、住所 まんのう町中通852番地2、氏名 増田 道子、生年月日 昭和27年1月30日（69歳）、住所 まんのう町七箇4186番地15、氏名 山内 直樹、生年月日 昭和34年1月9日（62歳）でございます。

委員の任期は令和3年5月13日から3年の令和6年5月12日です。

御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

本案は人事案件ですので、質疑を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。質疑を省略することといたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって本案は、委員会付託を省略することと決しました。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。よって、本案は、討論を省略することに決しました。

これより、議案第2号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

の件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は、終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和３年第２回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会時間 １０時１７分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年4月20日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員